電子入札心得

- 1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 1. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 1. 入札書は、入札書受付締切日時までに、入札書及び見積内訳書等を大津市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により提出しなければならない。
- 1. 入札参加者は、代理人をして電子入札システムによる入札をさせることはできない。
- 1. 入札参加者は、システムに登録された適正なICカードを用いて、入札手続きを行わなければならない。
- 1. 電子入札において、紙入札を行うことを承認された者が行う入札手続きに係る条件については、 大津市建設工事等電子入札実施要領等に定めるものとする。
- 1. 入札者は、その送信又は提出した入札書及び添付書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 1. 入札者のうち、予定価格以下最低制限価格以上で、最低価格の者を落札者とする。なお、最低制限価格を定めた入札でこれを下回る価格で入札した者は失格とし、再度入札を行う際には参加することができない。
- 1. 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによりくじを実施し、落札者を決定する。
- 1. 開札の結果、落札者がないときは2回を限度として再度入札をする。ただし、入札が無効とされたものは本件について再度入札に参加することができない。
- 1. 再度入札において、最低入札価格発表後は発表額以上の入札者は失格とし、次回(2回目)の再度入札を行う際には参加することができない。
- 1. 次に該当する入札は無効とし、再度入札を行う際には参加することができない。
 - イ. 入札参加資格のない者がした入札。
 - 口. 紙入札での参加に際し、入札金額を訂正した入札。
 - ハ. 入札に際し、不正の行為があったと認めたとき。
 - 二. 紙入札での参加に際し、入札書記載の金額、名称、氏名、印影、その他入札要件の記載漏れ、 又は誤記等により内容が確認できないとき。
 - ホ. 入札に際し、見積内訳書の提出がないとき。
 - へ. 紙入札での参加に際し、入札書に記載されている日付が入札公告又は指名通知等に示す開札日 の日付と異なる、又は日付の記載がないとき。
 - ト. 紙入札での参加に際し、同一の入札者が同時に2通以上の入札書を提出したとき。
- 1. 落札者が決定したときは、電子入札参加者に落札者決定通知書を送信する。ただし、落札者以外の紙入札者への通知は行わない。
- 1. 指名等を受けた者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を 送信又は提出するまでの間に限り、辞退届を送信又は提出して辞退することができる。
 - (1) 入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定の技術者を配置できなくなった場合 にあっては、開札時までに辞退届を書面で提出することができる。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。